

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳 情 第 4 8 号
件 名	重度障がい者が広く働くことができるよう通勤や職場における介護制度の確立を求める意見書の提出について
要 旨	<p>私たちは、障がい者問題を通じて見えてくる、さまざまな社会の問題点に着目し、広く深く自治体行政を考え提案し、障がい種別を超えて地域生活、自立生活を実現できるサービス、法制度を求め活動を続けている障がい当事者団体です。</p> <p>本年6月6日に、参議院厚生労働委員会での、障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案の可決に当たり、附帯決議として「通勤に係る障害者への継続的な支援や、職場等における支援の在り方等の検討を開始すること」という意見が盛り込まれました。厚生労働省では、この附帯決議を踏まえ、障害者雇用・福祉連携強化プロジェクトチームを立ち上げ、議論を始めています。</p> <p>また、20の政令市と東京都で構成している、二十一大都市心身障害者（児）福祉主管課長会議においても、国に対する今年度の新規要望として、外出支援サービスの通勤時への利用拡大と、就労中における重度訪問介護の利用を盛り込みました。</p> <p>現在、私は重度訪問介護のサービスを利用して生活していますが、職場勤務でも利用できるよう制度の見直しを求めています。これは、新たに予算を必要とする要望ではなく、現状の支給決定を受けているヘルパーの利用時間をふやす必要もありません。重度訪問介護は家の中でも外でも自由に使える制度で、現在はボランティア活動などに出かけていますが、私は仕事がしたいのです。</p> <p>例えば、相談支援などの仕事も、介護の必要のない障がい者なら常勤で働けますが、24時間介護の必要な我々は、仕事につくとヘルパーが使えなくなるため、給与の出る仕事ができないのです。そこで、同じような仕事を無報酬で、毎日ボランティア活動としてやっています。</p> <p style="text-align: right;">（裏面につづく）</p>
付 託 年月日 委員会	令和元年 12 月 12 日 市民厚生常任委員会
受 理	令和元年 12 月 2 日 第 485 号

陳情第48号

	<p>重度障がい者の働く権利が保障され、誰もが社会参加できる、活躍できる社会の実現を願い、国及び政府関係機関に対し制度改革を求め、意見書を提出するよう陳情いたします。</p>
--	---